

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会
法制検討ワーキンググループ
第2回議事録

中小企業庁事業環境部企画課

中小企業政策審議会“ちいさな企業”未来部会
第2回法制検討ワーキンググループ
議事次第

日時：平成24年9月25日（火）10:00～12:00

場所：経済産業省本館17階東8 第1共用会議室

1. 知識サポート・経営改革プラットフォームについて
2. 小規模企業者等設備導入資金助成制度について

○蓮井企画課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会 “ちいさな企業” 未来部会 第2回法制検討ワーキンググループ」を開催いたします。本日は、御多忙のところ御参集をいただき、まことにありがとうございます。

また、本日は多田委員、村上委員が所用により欠席となっておりますので、あらかじめ御連絡をいたします。

あと、当方中小企業庁の方でございますけれども、人事異動がございまして、事業環境部長が鍛冶部長、中小企業庁参事官藤野参事官が出席しております。よろしく願いいたします。

それでは、これ以降の進行につきましては、松島委員長にお願いしたいと思います。

○松島委員長 それでは、本日の審議を進めてまいりたいと思います。本日は、2つの議題が用意されております。1つは知識サポート・経営改革プラットフォームについて、もう一つは、小規模企業者等設備導入資金助成制度についてであります。

それでは、最初に第一議題の「知識サポート・経営改革プラットフォームについて」、それに引き続きまして、「小規模企業者等設備導入資金助成制度について」、2つのテーマにつきまして、順次事務局から御説明を受けていきたいと思っております。その上で、委員の皆様から御意見をいただき、議論をしていきたいと思っております。

最初に資料3をもとに、知識サポート・経営改革プラットフォームについて議論していきたいと思っておりますので、事務局のほうから御説明よろしく願いいたします。

○高島経営支援課長 それでは、資料3をお手元にお出しいただけますでしょうか。

1枚おめくりいただきまして、知識サポート・経営改革プラットフォームにつきまして、10分ほどお時間を頂戴しまして、御説明とこんな点はどうでしょうかという論点を少し御説明させていただきますので、御意見をいただければ幸いですと思っております。

まず2ページ、色がついている「『知識サポート・経営改革プラットフォーム』の概要」というところで、私どもが何をしたいと思っているかということをお説明させていただきます。上のほうでピンクっぽい色がついている部分が、ITを活用した支援ということでございます。下のほうの薄い緑になっているものが、現場での支援、どちらかというところネット経由ではない対面での支援ということをお考えしている部分であります。

上のほうから御説明いたします。ITを活用した支援ということですが、最近、クラウド技術というものがどんどん日進月歩でものすごく急速に進歩しております。コスト的にも今までのような大システムでない形で、かなり汎用性のある大きなシステムを組んでいけるという可能性が生まれてきております。そういうものを使いまして、そこに4つ機能が書いてございますが、こういったものができるような、日本全体をカバーするようなシステムをつくれぬかということで、考えているところでございます。

まず第一に、政策情報提供ということでございます。国や各地方自治体、都道府県、市町村においても、中小企業政策というものはさまざま講じられております。いわゆる政策情報だけでも非常に大量にあるわけでありまして、それを今までよりも便利に、ワ

ンストップの形で提供できないかということが1つの機能でございます。

それだと、単に見るということになるわけですが、できれば、申請についてもワンストップでいろんなものができるようなことになると、今までよりも格段に利便性が向上するのではないかと考えております。

中小企業支援の支援機関、中小企業を支援する専門家、あまり今まで組織立って位置づけられていないと思うのですが、いわゆる先輩経営者の方々、こうした方々を紹介するような機能もそのシステムの中に組み込んでいけたらと考えております。あるいは評価制度、評価をどうしていくかということも別途の問題ですけれども、支援機関や専門家の方を評価するような制度というものをその中に入れられると、使い勝手がよくなるかなと考えております。

2番で、コミュニティとマッチングということでございますけれども、いわばネット上で1つのコミュニティ、中小企業支援のためのコミュニティができるということになるわけですが、このコミュニティ内では当然、オンライン上で意見交換ができるということにならなければならないと思います。中小企業版「フェイスブック」と書かせていただきましたけれども、当然ながら、双方向のシステムでなければならないと考えております。今、いろんなサイトがございますけれども、双方向の機能が非常に充実しているものというのは、まだまだ不足しているのではないかと考えております。中小企業と専門家のマッチングを可能とするような仕組みもその中に入れていかなくてはいけないと考えています。

3番で、企業間の業務連携。B to Bの業務連携のアプリケーションもさまざまそこに搭載していけるようにしたいと考えております。

4番で、これはちょっと難しいのですけれども、経営改革支援ということで、中小会計要領でございますとか、あるいは財務データ・経営データというものを大きく集めるということができるようになれば、いわゆるビッグデータということになりまして、それを統計的に活用していくということも、このシステムの中でやっていけるようにしたいと考えております。

下の緑のほうでございますけれども、現場での支援ということで、ITだけだと、ウェブサイトとか、ネット上に1つの空間があるということになるわけですが、全国200カ所程度は人と人とが対面で支援を受けられるような、ITも活用するけれども、同時に現場で話をしながら、ひざ詰めで相談できる拠点も200カ所ぐらいはつくりたいと考えておりますし、その200カ所が、ただ単に窓口があつてということではなくて、200カ所それぞれで当該地域の中小企業の支援人材、支援機関といったものがネットワークで横につながっているような拠点にしたいと考えております。

これは、ゼロからつくり上げるということでは必ずしもなくて、各地域にそれぞれいろんな形で現に存在していると思うのです。それを上のITシステムを生かす形で、上のITシステムを使っていくための1つの場所としても位置づけていきたいと考えております。

2番でございますが、専門家派遣、現在でも中小機構その他、いろんな専門家派遣制度があるのですけれども、中小企業のますます高度になる経営課題に対応するために、専門家派遣もこのプラットフォームを通じれば、中小企業がみずから選べたり、あるいは最適な人を多くの中から選べたりということで、さらに利便性を上げるような形で専門家派遣というものも、このプラットフォームを通じてできるようにしていきたいなと思っております。

めくっていただきますと、今申し上げたことがイメージ図になっておりますが、いろいろ下のほうに利用者たる中小・小規模企業の方がいらっしゃって、その方がプラットフォームを通じて、絵の左からずっと見ていただきますと、経営改革支援を受けたり、情報提供を受けたり、マッチングをしてもらって、ビジネス上のパートナーを探したりあるいはマッチングということで、適切な専門家や先輩経営者を紹介してもらったりということが、ネット上でもできるし、一番右の真ん中あたりの箱ですけれども、出かけていって、地域プラットフォームで相談をすると、その中で解決することもあるだろうし、あるいは新しくつくったプラットフォームを使って、全国規模で最適な人を探したりということで解決することも出てくる。そんな全体像を日本全体で描いていきたいなと思っております。

おめくりいただきますと、しからば、今日、どんなことについて御意見をいただけたらありがたいのかと思っているかということでございます。

まず4ページ目は、ITシステムに関してでございます。ITシステムについては、一番上の箱でございますが、国、私ども中小企業庁でシステム自体は開発をしたいと思っておりますけれども、私ども中小企業庁がつくるシステムですが、開発と運営はどこか例えば民間コンソーシアムのような形でやっていただくところを選んでいくのだろうと思っております。それは国以外の公的機関が参画するということもあり得ると思っております。

規模的な感覚としては、そのシステムには使う人としての中小企業・小規模企業さんは100万社以上が使うようなものにしていきたい。そういう規模のものを想定していきたいと思えますし、そこに登録される専門家の方々なども、1万以上という非常に大きな数を目指してやっていきたい。それでも扱えるようなシステムにしていきたいと思っております。

3番目の○は、先ほど御紹介したとおりでございます。

真ん中の箱で、制度的論点ということでございますけれども、運営主体にどのような方になっていただくか、なっていた暁には、その運営主体にはどういう能力が要るかということが1つ。どんな人を運営主体として考えていくかということが、これからの検討事項ということになります。役所の予算的に言いますと、来年度予算要求ですので、来年度までになるべく早く固めていきたいと思っております。

2番目の○でございますが、参画する主体ごと、行為ごとに一定のルール、一定の規律というものはどうしても必要になってくると思えます。この例に限らないと思えますけれども、例として挙げたのは、どうやってこのプラットフォームに乗ってくる専門家という

のが、一般の中小企業の方から見て信頼できるなど思っただけのように、信頼性を確保できるか。いろいろ相談したときに、相談内容がネットを通じてどんどん人に知られていってしまうということでは困りますので、守秘義務をどうかけて担保していけばいいのか。これは制度的にもシステムのにも問題があるかと思えます。

プラットフォームの中を1つのコミュニティとしたときに、その中でいろんな運営ルールは決めていくのだと思えますけれども、どういった運営ルールをどういう形で決めていくことがいいのか。国とそこの関係というものはどうあるべきか。どうしてもネット上ですと、いわゆる不当な行為とかそういう行為する人というのはどうしても出てくる可能性があるわけですが、そういった人や行為を排除していくルールというものをどう設定していったらいいか。

システム上の情報の真正性をどう確保したらよいか。

先ほど、専門家を評価するような仕組みもと申しあげましたけれども、いろんな御意見もあるところで、どのように評価して発信していくべきか。

既存で民間企業でも自治体さんでも、いろんな中小企業支援のシステムを持っていますので、そういったものを排他的にしていく必要は全くないと思えますが、どういった関係を既にあるものと構築していったらいいかということも、1つの論点かと思っております。

一番下の点線の中は、春に私どもでやらせていただいた未来会議においても、いろんな指摘を受けているということをご披露しております。

めくっていただいて、5ページでございますけれども、地域に200カ所ぐらいつくりたいと思っている地域プラットフォーム拠点についてでございます。この200カ所というのは、大ざっぱに言って、どこにお住まいでも1時間ぐらいかければその箇所に行けるというイメージで200カ所と考えておりますけれども、2番目の○で、200カ所とは何かということですが、金融機関とかその他の認定支援機関の方々とか、あるいは既存の意欲ある地域の支援機関の方とか、地域のNGOの方とか、多様な運営主体があっただけいいのかなと思っております。

3番目の○ですが、そういった方々を拠点候補として公募して、国としては業務の公正中立性確保といったことをやっていただくのかなと思っておりますし、一部については、ぜひ、公費でも補助できないかと思っております。

真ん中の制度的論点でございますけれども、地域200カ所のプラットフォーム拠点を運営していくについては、当然、いろんな方に手を挙げていただいてやっていきたいので、その方の主体性は前提になるのですけれども、そうはいつでも国の中小企業政策の一翼を担っていただきますので、国が全く関与せず、本当に自由でいいですということなのか、そうではなくて、自由参加ではなくて、一定の登録その他の行為をしてもらうのか。あるいはもっと強く私ども国が認定するようなスキームがいいのか、この辺、ぜひ御意見をいただければと思います。

運営に関して、国としては関与するだけではなくて、支援というものもどういった支援をするのが効果的で、かつ必要か。

その次の○ですけれども、地方拠点についても当然一定の規律が要ると思うのですが、規律を確保していくためにはどんな手段を講じるべきか。一番強ければ国による監督とか、あるいは罰則担保とか、普通に考えるとそういうことは考えられてくるのですけれども、どのような手段があって、どのような手段が適当か。

4番目の○ですけれども、200カ所と申していますが、本当に全国均一にできるかということは私どもやや心配で、空白地帯ができたらしょうかということもございますので、そこをどう考えるか。

一番最後の○で、200カ所、既存の方に手を挙げていただくことを基本に考えておりますけれども、既存の支援機関との関係。各地にいろんな中小企業支援機関、現存でございますので、そういう方との関係をどのようにしていくべきかというあたりも御意見をいただけたらありがたいかなと思っております。

この5枚ほどのペーパーなのですが、いろんな論点があろうかと思っておりますので、どうぞ思いつくこと何でも御意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

私からは以上でございます。

○松島委員長 ありがとうございます。

それでは、議論に移りたいと思っております。

どなたからでもよろしく願いいたします。

池内委員、どうぞ。

○池内委員 中央と地方と分けられるのかなと思うのですけれども、国の方策としては、これを見ているとシステムだけという感じに見えるわけです。地方はむしろシステムがなく、アナログだけという感じに見えるのですが、システム自体も中央向けのシステムと地方向けのシステム、要するに地方に発信するシステムを持つべきだと思うのです。

関係ない支援策ががが載っているシステム、名前を挙げると失礼かもしれませんがけれども、機構のホームページに支援が出ているのですが、日本全国の支援が縦にずらっと並んでいるわけです。こんなもの誰も見ません。自分のところが適用されるものだけが見えるようなものがなくてはいけないわけなので、そこら辺のところをやっていくと、中央で流すものはもちろん流すのですけれども、少なくとも支援策に関しては、地方のところのプラットフォームみたいなものがある、そこだけ見ればいい。例えば大田区に住んでいる人は、大田区のところだけを見たら、大田区のサポートが国も地方も民間支援団体も全て大田区が適用されるものが全部挙がってきて、それ以外は上がらないみたいな感じのものをつつくりたいわけではないか。中央と地方と分けたときに、ITシステムを中央と地方に分けるという発想が一つあるべきではないかと思っております。

もう一つ、中央がITだけになってしまうので、このところがよくわからないのですけれども、システムはあくまでも伝達するツールでしかなくて、中をどうやって流すとかど

ういったものを持っていくべきだとか、何を載せるのかというのは、システムが考える話ではなくて、人間が考える話なのです。これは質問なのですけれども、それはここで言うところの、これは入札で業務委託になるイメージなのかどうかよくわからないのですが、4ページ目の論点①のところ、企画競争により技術的知見を有する民間コンソーシアムが実施するという書き方をしているのですけれども、そうすると、技術的知見を有している人たちが中身もつくっていくのかどうかということなのです。この辺のところは、どうお考え方なのかな。ここは意見というよりも質問として聞いてみたいところです。

○松島委員長 ありがとうございます。

池内さんの御質問の1つのポイントは、国としてやることと200の拠点でやるプラットフォームの関係みたいなものです。特に国の方が、今日の説明ではどうもシステムだけをつくるような感じになっているので、そういうことも含めて、高島さんからよろしく願います。

○高島経営支援課長 まず、中央はシステムだけで地方はアナログだけと考えているわけではございません。地方の拠点でも当然つくったシステムというのは、どんどん活用して、各地方で中小企業支援を進めていただきたい。そのために活用できるようなシステムにしていきたいと思っております。

システムの中身は人間が考えるというのは、全くおっしゃるだと思います。システムの中身については、中身を考えることからして丸々どこか運営主体にお願いするということをおっしゃっているわけではありません。運営主体に手を挙げていただくときには、我々の方でいわゆる仕様書というのでしょうか、こういうシステムをこうつくって搭載してくださいということは国のほうで決めて、その上で開発をしていく。それはそういうことになろうかと思しますので、中身に何を載せるかということについては、運営主体の自由ということではなくて、当然、私ども国の方で関与していくということかと思っております。

大田区の方は大田区向けのものが見られるようにということで、それはなるほどだと思います。大田区の方が九州向けだけのものを見られても確かに意味がないかと思しますので、そこはシステムをつくっていくときには、一つの工夫しなくてはいけない点かなと思っております。

○松島委員長 では、鍛冶部長。

○鍛冶事業環境部長 若干補足をさせていただきますと、一番最後の点に関しては、まさに技術的に一時的には同じ画面を見るにしても、私は大田区に在住の中小企業者ですと入力していただくことによって、大田区フレンドリーな画面を再構成するとかいうことも技術的に可能になってきていると思っております。こういった技術的な側面に関しまして、別途学識経験者、IT産業の方にお集まりいただいて、そこは本当に技術オリエンテッドな研究会を別途立ち上げて、この法制ワーキンググループあるいは部会からいただいた御意見を受けながら、さらに詰めてまいりたいと思っております。

2番目の御質問で、官と民の委託者と受託者みたいな御質問があったと思うのですが、

特に池内先生に御指摘いただいた、参加者をどう主体的にインボルブしていくかということとは、非常に重要な論点だと思っております、今日の資料の中には入れていなくて申しわけないのですが、第2回目の親部会で提出させていただいた資料の中に、秋口をめどに知識プラットフォームを立ち上げるための準備プロセスをつくって行って、予算などの成り行きにもよりますけれども、本格的な民主導の推進協議会のようなものを年明けなどから本格的に稼働して、そこでステークホルダーとしての専門家の方とか、中小企業者の方のお声を吸い上げて、それを反映していく。そういうある種のダイナミズムを導入することが大事ではないかと思っております。

○松島委員長 ありがとうございます。

池内さん、何か追加的に質問はありますか。なければ皆さん回ってから。ほかの委員の先生、お願いします。

○井坂委員 今のITについては、私も同じような考えがあって、今、よくわかったのですが、地域のほうのプラットフォーム、これは非常に重要なもので、非常にいい考えだとは思いますが。ただ、ここにあるとおり、参加者の主体的な運営、この部分をどうするのか。要は、中小企業も我々支援する機関側も、主体性がなければこんなものがあったとしても全然進みませんし、ここをどうしていくのかというところが、私も自分がその立場になったときに、どう関わっていけるのかなとふと思うのです。このところについて、今、私がこういうものがないという意見はないですけれども、この部分をどうしていくのかという議論が一番大事なのかなと思います。

○松島委員長 ありがとうございます。

高島さんのほうから何かレスポンスはありますか。

○高島経営支援課長 3ページに絵というか、図というかがございますけれども、例えば金融機関さんで、地域で中小企業の支援ということを業務としてやっていたらと思いますし、私ども制度で新しくつくりました認定支援機関といったものにも、ぜひお手を挙げていただければ、私どもとしてはうれしいのですが、プラットフォームの上に、ぜひ、いろんな認定支援機関さんは乗ってきていただきたいなと思っております。

認定支援機関として独自に活動するのは、当然独自に続けていただく。それは当然なのですけれども、このプラットフォームに乗ることによって、その活動にさらに支援機関としての利便性も加わるように、これも活用できるように、そういうものにしていきたいなと思っております。

○井坂委員 今の御説明ですごくよくわかったのですが、ちょっとずれてしまうのかもしれないのですが、中小企業さんへのいろいろな支援にかかわるアンケートだとか、そういうものを自分のお客様方にやらせたりするのですけれども、一番求められているのが、要はお金よりも仕事が欲しいよ、ビジネスが欲しいよということが一番最初にくるのです。2番目ぐらいに経営相談とか支援とかということ。ずっとしばらく行って、最後のほうがお金という、要はいずれにしても求められているものはそういったビジネスマッチ

ングですとか、仕事が欲しいということが第一なのです。

我々、この間、支援機関としての認定のあれを提出したりさせていただいていますけれども、要はいろいろマッチングだとかいろいろなことを金融機関がいろいろ行って、実際に地域でいろいろネットワークをつくったりやっているのですが、それについてなかなか評価が悪いのです。お客さんはほとんどが不満なのです。うまくいったということはないのです。

業種によって違うのですけれども、例えば食品ですとかそういうものは目に見えて非常にわかりやすいので、デパートに入れたりとかそういうマッチングというのは非常にやりやすいので、それはすごく評価を得るのですけれども、特に製造業、ここら辺の技術の評価ですとか製品の評価ですとか、我々ははっきり言って素人でもありまして、そこら辺の評価というものはうまくできなかつたりということで、うまくつなげられないというところが実際に、今、やっているものも結局はアピールというか、形式的になってしまっているという部分があって、なかなか単独ではやり切れないねと。だから、何かそういうできれば公的な国の機関や何かを巻き込んだ形で、ぜひ、タイアップしたお手伝いというか、そういうことができれば、我々はよく外部機関を利用しろと言われるのですけれども、そういったものを民間とタイアップして、こういった形で進めていくというのは、非常に有効だと思っております。ぜひ、そういったものを進めさせていただければと思います。

○松島委員長 他に御質問ございますか。

では、中村委員、お願いします。

○中村委員 未来会議の中小企業の声を正確に反映していただきまして、ありがとうございます。その点は高く評価させていただきます。

以下は、この御説明をいただいた上で、あえて懸念を数点申し上げます。まず、名称です。「知識サポート・経営改革プラットフォーム」とあります。知識の伝授等については、特段そうかなとも納得するのですが、経営改革に手をつけるプラットフォームということになりますと、相当に個別企業の実際の経営問題に関与されるという意味で、大変役割が増してくるという印象を受けます。

そのような印象を前提に、改めて懸念を申し上げたいと思うのですが、そうした前提のもとでのプラットフォームという、信頼性と専門性の確保、この2つが大きな柱になるのだらうと思います。それを具体的に申し上げますと、まず第一は、御説明のときにも指摘されましたが、御相談等々に係る個別企業ベースの信用情報をいかに管理するのか。言ってみれば守秘義務という言葉に収められますけれども、これがどうなのか。システムリスクも含めての問題ですけれども、特に単に知識の伝授、政策情報の提供ではなくて、個別案件の、例えば3ページ目の図を拝見いたしますと、下段左側に経営改革支援とあって、財務会計データを提供し、経営情報の把握・分析まで行うとなっておりますから、そうなりますとコンサルティングを行うということですから、相当に重たい情報が入ってくるわけですから、これをいかに秘密に管理していくのかということの懸念が、個別企業ベースでは

出てくるだろうなと思います。

それをさらに考えますと、こうしたことを行うというときに、もろもろ波及する問題があって、1つは、こうした組織は当然コストがかかるのです。信用情報を管理するということになりますと、かなり重たいコストになるのです。これをどうやって吸収するのかということになりますと、報酬をいただくということになるはずですが、その当該報酬は、国の予算で全部やられるということかどうかもよくわからないのですが、当該報酬は、誰がどのように決め、中小企業にどのような負担になるのかということがよくわからない。もちろん、これからの制度設計になるのでしょうけれども、そう思います。

加えて言うと、報酬と責任は連動するはずですから、当然もろもろ重要な責任を負え負うほど報酬をいただいても構わないと思いますが、そうすると、例えば3ページの図の専門家をマッチングさせるというのは全然構わない、税理士さんであろうが弁護士さんであろうが士（さむらい）さん、すなわち公的な士業の方をマッチさせるだけですから、あとはいわば士さんと個別企業との話し合いでやられればいいのですが、左側に戻りますが、機関、プラットフォームが経営改革支援になりますと、もし実害が出た場合、あるいは言われたようにしたら失敗したということと言われた場合等々の、賠償問題を含む責任はどうなるのかということとはよくわかりません。このようなことを公的な支援を受けた機関が行うのかなとも思います。

加えて言うと、こうしたことは民間のコンサルティング会社がたくさん行っておられるはずであって、それとの絡みの問題で、もちろん、税理士法や弁護士法という業法に違反するような行いはされないとと思いますが、既にビジネスとしても確立されている民業との連携あるいは、士業の方々は呼ぶと言っておられますが、業態によっては対立する、競争する構図になる可能性がないとは言えないので、この点はどうなのかという点も心配です。

現在、金融機関においては、認定支援機関のみならず、中小企業金融円滑化法の来年3月の最終期限到来を踏まえた、昨年12月の金融担当大臣談話でも明らかなおりとおり、コンサルティング機能の一層の発揮ということが言われています。ただし、これは円滑化法に基づくリスクジュールを行ったような、条件変更を行う、こうしたものを前提にするわけですが、いずれにしても、事業再生を前提にしたそうしたコンサルティング機能とともに、各地域にいらっしゃる士業、弁護士や税理士さん等々とのネットワークづくりというものを進めると、御案内のとおり、今年4月に発表されました政策パッケージで3府省庁連携による柱として打ち出されているわけです。それとの重複感がややございます。

もちろん、このプラットフォームはより前向きなお話であって、事業再生という領域にかかわる企業のものではないのかもしれませんが、少々その辺のこともございますので、そうした別の公的な施策による類似とは言いませんけれども、相応に重複感のイメージのあるものとの連携なりつながりなり融合、こうしたものも念頭に置いていただければと思います。

具体的な指摘は、また後ほどさせていただきます。総論的なことだけ先にさせていただきます。

きます。

○松島委員長 ありがとうございます。

それでは、それに対するお答えをいただけますでしょうか。

○高島経営支援課長 ありがとうございます。

まず、名称ですけれども、経営改革という文字がついていることによって、非常に役割が大きくなるというのは、そのとおり私どもも認識をさせていただきたいと思います。

経営改革を担うことによって、信用情報なり経営情報が入ってくるから、それに対する信頼性、専門性の確保が必要だということは、全くおっしゃるとおりでございます。それをシステム面でどう確保するか、制度面でどう確保するか、この2つが大きい問題点だろうとっております。技術的な面は技術的に追求していくしかないのですけれども、制度面は誰にどこまでどういう守秘義務をかけるべきなのかということは、考えていかななくてはいけないし、もし、その点で金融機関ではこうやっているんだぞというような御意見なり御示唆なりいただくと、ありがたいかなと思います。

この事業を行っていく上でのコストをどうやって賄っていくのか、中小企業にどこまで負担を求めるのかという点でございますけれども、そこでもきちんとしていかななくてはならないのですが、大ざっぱにはこのように考えてございます。つまり、個別企業がこのプラットフォームを通じて、ある専門家なりあるいは一部の専門家の方々と話が煮詰まって、では、うちの会社の経営情報を出しますから経営改革を助けてください、分析してどうしたらいいか計画をつくってくださいという段階に入れば、そこはその方々と中小企業者との普通のビジネスとしての経営改革支援を受けるという関係に入っていくのだと思います。そうなれば、一体幾らかかるのかということ、このお金をどう負担するのかということも、いわゆる民一民のビジネスの世界に入っていくのだろうと思います。

このプラットフォームは、そのビジネスに入る前のつなぎといいますか、マッチングといいますか、そこまでの部分を担えればいいのかと思っております。つまり、ある一定のフェーズに達すれば、そこから先は通常の民間のビジネスベースになっていくと考えております。

国がどこまで負担するのかということですが、国は基本的には IT プラットフォームの開発費用と初期の運営費用を負担すると思っておりますので、国が何か経営改革計画策定費用を中小企業者から支払ってもらったりとか、そういうことを思っているわけではございません。

もう一つ、民業との関係というお話もございました。これもまさに論点でございます。大きなイメージ的に申しますと、いろんな既にある民間企業の方々も、ぜひ、このプラットフォームに参加していただいて、利用していただいて、いざ実際に中小企業の方がお客さんになって、現在、ビジネスとして民業でやってらっしゃる方の機能を利用しようという段階になれば、そこから先はその会社さんと中小企業の方とのビジネスの世界に入っていくのかなというイメージではおります。

いろいろな税理士さんとか会計士さんとか、そういった方々を呼ぶときにも、競争になるという側面もあるのではないかというお話があったかと思うのですが、そのとおりだと思います。どの中小企業さんに誰それがいいということは、国が決めたりそのプラットフォームが勝手に決めたりということではないだろうと思います。おっしゃるとおり競争になろうかと思いますが、最後は当然、中小企業の方自身がこのプラットフォーム上で得られるいろんな情報なりをもとにして、お決めになる。決めた後は、通常のビジネスとしての関係に入っていくというイメージであります。

最後に、もう一つ御指摘をいただいたのは、確かに事業再生を進めておりまして、金融機関さんのほうには、金融庁さんのほうから非常に強力にリレーションシップバンキングとかコンサルティング機能を発揮しなさいという御指導が行っておることは、私どもも重々承知しておりますし、私どもとしてもぜひ、別途の中小企業の再生を進めるという観点からお願いをしているところでございます。おっしゃられたとおり、各地域でそれぞれ金融機関の方々がネットワークをつくって、中小企業の再生支援に取り組んでくださいというお願いも、金融庁さんと並んで私どももしております。

それとの重複があるのではないかということについては、今までお願いしていたネットワークとは全然無関係にこれをつくりますとか、そんなものは無視してとか、そちらはやめてくれということでは当然なくて、どうやって別途の政策でお願いしているネットワークは、目的が違うから当然並び立っていいのですけれども、並び立って、全く関係なく全く何のつながりもなくということではなくて、先ほど地域プラットフォームでそれぞれ独自に地域で既にあるネットワークを生かしていきたいというお話をしましたが、これも抽象的で恐縮ですが、ぜひ、そういう別の金融機関さんが持ってらっしゃるようなネットワークも、概念的な言葉で恐縮なのですけれども、このプラットフォームに基づくものと有機的な連携を図れるように考えていきたいなど、思いとしてはそう思っております。

○松島委員長 ありがとうございます。

ほかに柿崎委員、いかがでしょう。

○柿崎委員 非常におもしろいと思います。個々の情報を見ると、これまで個々の支援機関であるとか金融機関さんとか、そういったところが持っていた情報だと思うのです。それぞれがそれぞれの機関内でプラットフォームをつくっていた。それを機関横断的あるいは支援機関のみならず、ユーザーとして中小企業側も含めて想定している。あるいは支援機関、中小企業というプレーヤーを越えて、そこに新たなプレーヤーが参画するような場をつくるという意味では、非常に実験的でおもしろい取り組みだと思います。ただ、その分非常にマネジメントが難しいなという印象をまずは受けます。

ちょっとばらばらお話しさせていただきましたけれども、経営改革というところまで踏み込むのかどうかというお話がありましたが、先ほど御説明いただいたように、経営計画への気づきと経営課題の明確化というところまでこのプラットフォームで何らかの形で実現できる仕組みをつくって、明確化された後は、いろんな方々が協力と競争のメカニズムを

入れた中で、最適な方々が対応していくという仕掛けをつくるということなのだろうと思います。そういう意味では、経営改革というところまで踏み込むのは、非常にいいことではないかという印象を受けました。

IT ですけれども、当たり前ですが、IT も利用のイメージを想定しながらつくらなくてはいけないと思うのです。その利用のイメージをどれだけ具体的なイメージを想定できるかというところに、この IT が利用されるものがつくられるのかどうかということはおかってくるのだと思います。そのときに、先ほどオンライン上で意見交換フォーラムのような、双方向の仕組みをつくりたいという御説明いただきましたけれども、まさにそういうことが必要だと思います。そのときに、顕在化した情報あるいは顕在化したニーズを結びつけるという意味でのマッチングだけだと限界があると思います。そこに参画することで、自分の気づきを得られるような何らかの仕組みが必要だと思います。

そのためには、単にみんなが同じ立場で参画しているというよりは、牽引役、コーディネーター役という機能あるいは人あるいは組織が重要になってくると思います。それは1つでなくてもいいと思います。例えばいろんなコーナーがあってもいいと思います。ベトナム進出教室みたいなことがあったり、技術開発何とかがあったり、そういうものを誰がきちっと牽引して、議論を投げかけていくという牽引役がいないと、なかなか双方向に回らないだろうと思います。

データ管理ですけれども、皆さんお使いになっていると思いますが、例えば facebook のように、自分がどこまでの情報を出すのかということをお自分である程度決められるという仕掛けがいいのかなと思います。一律でここに参画する中小企業はここまで出さなくてはならないということではなくて、自分の想定するもの、このプラットフォームに期待することと天秤にかけて、自分だったらここまで出す。例えば今度新しい事業、こういうことを考えているんだ、その協力者を求むあるいは投資家を求むということまで自分を出したいと。その信用の裏づけを出すために財務データも丸ごと出したいという社会的な企業がいてもいいし、そうではないところがいてもいいと思います。

このプラットフォームでやるべきことは、どういったパターンのときにどういった結びつきができて、それがどういった成功に結びついたのかということをおモニタリングして、そこで成功体験をつかって、それを広めていくという機能を確保しておくことだと思います。そうではなくて、やりっ放しにしてしまうと、何がよかったのかもよくわからないと思いますので、実験的なものであるからこそ、きちっとモニタリングの機能を最初から組み込むということがまずは必要かなと思います。

ちょっと長くなってしまうのですが、運営主体ですが、国がお出しするお金は IT のところの開発だけだとおっしゃいましたけれども、その後の運用コストというのはかなりかかると思うのです。それは国なのか自治体なのかわかりませんが、何らかの公的な支援は必要だろう。ただ、100%する必要はないと思います。

そこで、地元、大企業も含めて、自分たちの地域産業の将来に向けて、どんなことが必

要なのかということを考えるような円卓会議のようなものがあって、そこがコアになってこの運用をしていくという姿がきれいなのかなと思います。難しいと思いますけれども、そういう姿を目指すべきなのかなと思います。それを行政が資金面も含めてバックアップしていくという、マルチステークホルダーフォーラム方式とか言われますが、そういうところが必要なのかなと思います。

あと、このプラットフォーム上で、協力と競争、このバランスが必要だと思います。それを実現するということだと思います。そういう意味で、専門家支援機関の能力をどのように評価し発信していくべきかというところがありましたけれども、ここは利用者の声というのが非難みたいな形になってしまうとまずいのですが、何らかの形で専門家に対する中小企業側の利用者の声、そういうものもあっていいのかなと思います。

運営に関して国としてどのような支援を講ずべきかということで、地域の情報はもちろん必要なのですが、地域でビジネスをしていく上でも、地域外の情報というものは必要だと思うのです。国内はもちろんそうだし、海外で例えば自分たちの業種の最先端のビジネスでどんなことが行われているのかとか、そういうことも必要だと思うのです。そういうもののつなぎ役としての国の役割というものはあるのかなと思いました。

規律確保ということで、一定の税金なりが投入されるとするならば、一定の成果報告あるいは説明責任というものは必要だと思います。1つの企業でもそういうことが言われているわけで、こういう形でやるのであれば、自分たちの成果目標を明確に掲げていただいて、実績をきちんと公表していくという仕組みづくりというものも必要だと思います。

ばらばらと申しわけありません。以上でございます。

○松島委員長 ありがとうございます。

広範にわたっているので、整理はしません。そのまま高島さんにお答えいただきたいと思います。

○高島経営支援課長 いろいろありがとうございます。

まず、マネジメントが難しいというお話がありまして、経営改革への気づきとか経営改革課題の明確化、そこまでをやって、その後はというお話があったかと思います。貴重な御意見だと思って、考えさせていただきたいと思いますが、多分後でおっしゃった協力と競争のバランスということとも関係してくるような気がするのですが、どこまでをプラットフォームで競争でないやり方でやってあげて、ここから先は気に入った方と、よさそうな方というふうに、どこを境目にして持っていくかというもののつくっていき方、そこが一番難しくかつ肝になる点なのかなと、御意見を伺って感じました。

双方向性が必要だということはおっしゃっていただきましたので、ありがとうございます。それはそのとおり考えてまいりたいと思います。

コーディネーターとなるような牽引役が必要だというお話で、そこは必ずしも具体的に今日、お示しした資料などにも盛り込んでおりませんでしたので、新しい一つの観点としていただきたいと思います。

モニタリングと公開というお話もございました。それも今日の資料の中には明示的に盛り込んでおりませんでしたので、一つのアイデアとしていただきたいと思います。

そうやって言うていただくと、だんだんプラットフォームが果たすべき役割というものが明確にもなり、かつ、ふえてくるのかなという感じがいたします。

運営コストがかかるので支援は必要だということでございまして、開発コストはともかくとして、開発した後の運用コストをどうしていくかというのは、確かにこれから国として考えなければいけない一つの重要なポイントだと思います。

マルチステークホルダーフォーラム方式という言葉がありました。これは先ほど別の者から御説明しましたけれども、おっしゃるようなイメージで私どもも考えておまして、どううまくそれを立ち上げていけるか。何とか盛り上げていきたいなと思います。ありがとうございます。

利用者の声が出るようなことも考えたらいいのではないかという御指摘があったかと思えます。まさしくそうだと思います。そこで堂々巡りのようで恐縮なのですが、よく食べログなどでもとんでもないことを書き込むような方も中にはいらっしゃるといふ点を、どうコントロールしていったらいいかなということが、一つの悩みどころかと思えます。

海外で何が行われているかということ発信するのも国の役割ではないかということで、これはプラットフォームにどんな情報を載せていくかというコンテンツの一つだと思います。中小企業の海外進出支援というのは、当然ながらプラットフォームに載せていくべき政策情報の中の一つの重要な柱になると思いますので、いただいた御意見を踏まえて、考えてまいりたいと思います。

大体以上でございます。

○松島委員長 ありがとうございます。

私も少し3ページと4ページを見て、幾つか疑問があるのですが、未来会議における指摘事項を拝見していると、先輩事業者の生の声を聞きたいであるとか、いわゆるメンター的な経営者との出会いをマッチングする場をつくってほしいという期待があると思われまます。こういうものは、恐らく先輩のほうがある形で組織化されていないと、このマッチングもうまくいかない。現実にそういった組織化がどこで行われているかということ、商工会議所であるとか既存のそういう団体、ローカルに組織化されている団体にそういうグループがあると思うのですが、そういうものと地域プラットフォームとの関係がどうなるのかというのが、少し気になる。全国で200カ所という微妙な数になっているので、そういうものとの関係はどうかなという気がします。

先ほど池内委員から、大田区の企業者であれば、ここを見ればわかるというものがあるという御指摘がありましたけれども、それは大変重要な視点だと思います。県あるいは市、区の単位で、中小企業政策というものは非常に活発に行われております。部分的には国の制度を運用するという形で行われておる場合もありますし、それに少し上乗せ

して、独自の制度をつくっているというところもあります。そういうことからすると、3ページの図では国、すぐ地域プラットフォームとなっていますが、県とか市、区をどうこのプラットフォームの中で位置づけるのか、そこら辺を少しははっきりするような御説明をしていただけるとよろしいかと思えます。

以上が大体実態に関する話で、ここは法制ワーキンググループですので、ここから少しプレゼンテーションペーパーの中にありますような、制度的な検討事項について、次のラウンドで御発言をいただきたいと思えます。制度的なというのは、法律に絡ませないでおいいていいのか。ここは何か法律で規定しておかないと、この運用はうまくいかないのではないかという指摘があると思うのです。それは次のラウンドで行いたいと思えます。

では、私の2つの質問についていかがでしょう。

○高島経営支援課長 今の松島委員長の御質問に何かかかり決まったものとして、こうこうでこうなっておりますというお答えの段階ではまだなくて、ちょっとイメージをお話するような感じになろうかと思えます。商工会さんにしてもあるいは、自治体そのものは広い意味で政府だと思えますけれども、自治体の中小企業支援を担っておられるような三セクとかいろんな機関が各地にございます。そういった方々については、一つのアイデアとしては、地域プラットフォームになっていただくということも一つのあり方かなと思えます。地域プラットフォームになっていただければ、従前どおりの活動は当たり前ながらそのまましていただいて、中小企業の方から御相談があったときに、その中で解決できることは従前どおり解決していただければいいし、このプラットフォームを使うことで、さらに今までよりも広がりを持って、例えば今まではなかなかその地域にはいなかったような専門家をこのプラットフォームで見つめるとか、そういったふうに利用するような形でもって、地域プラットフォームになっていただくということも一つのあり方だと思えます。

あるいは直接このプラットフォーム上に、一つの中小企業支援機関として登録をしていただくというやり方もあると思えます。それ以外にも、地域プラットフォームでもなく、ITプラットフォームにも登録をしなくても、中小企業者との関係を既に各地域で従前に築いていただいているわけですから、何らかで中小企業から御相談を受けたときやその他のときに、そういえばプラットフォームができたから、こういうものも利用してみたらいいですよとか、今度あっちのところが地域プラットフォームということになったそうだから、あそこに行ったらどうですかとか、そういう形で仲介者のような形で存在していただくということも考えられるかなと思えます。そういった幾つかのあり方が考えられると思えます。

国が何か決定して、あなたはこれになりなさいとかということではなくて、こういう政策を打っていく中で、それぞれ一番いいと思うポジションでこのプラットフォームに参画をしていけたら、プラットフォーム自体の厚みも出てくるのかなと、ちょっと抽象的ですが、そのように思っております。

○松島委員長 それでは、第二ラウンドで制度的な法律上の手当てをしておく必要があるかどうか、大体まだ知識サポート・経営改革プラットフォーム自体がはっきりイメージが固まっていない面もあるので、議論しにくいところもあるかと思うのですが、制度的論点検討事項という4ページあるいは5ページのところで、少し法律上の手当てを必要とするかどうかという論点も提起されておりますので、こういった点について少しフォーカスを当てて、御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

池内委員、どうぞ。

○池内委員 制度的な論点、ここに挙がっているものというのが、かなり各論の話もあると思うのです。例えば守秘義務をどうするかというところは、ここで話す話ではないわけです。そんなものはつくっていくときにどう条文に落とし込むかの話なので、そんなものはこういうところで話すものではないのかなと。ですから、制度的論点の中で、限られた時間で話すべきところを若干まとめて、私自身がどうなのかなと思うと、運営主体の要件も仕様書をどう書くかという話なので、例えばいろんな事業がありますけれども、運営主体はこうあるべきだということまで書かなくてはいけないような話なのかということ、それも目的が違うような、基本的には、プラットフォームがこのシステムと考えているからそうなっているのですが、私はプラットフォームというものは推進協議会、そもそもあれがプラットフォームではないか。そこで政策をつくったものをどうやって発信していくかということの中にも、一つはITがあるかもしれませんが、発信ツールはITだけではなくて、これはあまり言われていないのですが、地デジに移って、これからテレビはハイブリッドキャストになるわけです。インターネットとテレビを融合するわけです。そうすると、圧倒的にハイブリッドキャストのほうが情報発信力とかはあるわけなので、そういうものも含めた形、ツールの問題であるので、ツールのものをあまり議論してもしようがないのかなという気がします。

そういう意味では、政策的に議論するべきだと思うのは、専門家とか支援機関を評価するという問題、これは大きな問題だろうと思います。もう一つは、松島先生がおっしゃったとおり、地域のところで今、高島課長が言われたのですけれども、設計をあまりしないでそれぞれ声を上げた人はやっていて、既存機関とどうするかという問題があるのでそうなるかもしれないのですが、そうすると、逆に地域格差とか、あそこはやっているけれども、ここはやってくれないという話になっていってしまう可能性があると思うのです。

今、商工会議所のお話が出ました。確かに商工会議所はたくさんありますし、支援団体というか、業者の側からすると商工会議所というものは無視できないのかもしれないのですけれども、商工会議所が現在の中小企業政策に対して果たしてどこまで役割を果たしたかどうかということに関しての疑問というものはないのか。それをそのまま入れてこうするという話というのは、ちょっと違うのではないかとか、地域の中で国とどう関係があるか、地域プラットフォームの中に国がどう関与するかということ、すごく大きな、政策

的な議論をすべきところだと思います。

そういう意味では、地域のほうに関しましては、政策の誘導機能というものをプラットフォームというものは持つべきではないか。確かにいろんなものがありますけれども、今までいろんな支援機関があつて、それがちゃんと機能していれば、こういう会議は要らないわけです。それがこういう会議になっているということを踏まえた上であるのであれば、やっていることに口を挟むとかというわけではないのですが、足りないところを指摘したりとか、国の税金を使いながらやっていること、重なっていることがあるのであったら、それを整理していくとか、そういう機能を与えるべきではないのか。この機能は法的根拠がなくてはできないと思います。例えば商工会議所などというのは法的根拠があつて組織している存在ですから、そこに対して口を挟むという話をするのであれば、法的根拠がなくてはいけないという話になると思いますので、そういう意味では、地域プラットフォームの国のあり方というものに関しては、間違いなく法的根拠が必要になってくるし、その中でどうするのかということは、政策的な現状を踏まえた形でやっていって、軋轢があるものを並べてやっていこうという話になるのか。

ただ、それをやるとすれば、誰が手を挙げてくるかわからないわけなので、そのときそのときでばらばらになってしまうわけです。変な話、弁護士会の言い方も、会のことを言うわけではないのですが、このデータを見てもわかるのですが、弁護士というのは相談相手に全然なっていないわけです。法律の問題があつても弁護士が相談相手になっていない。それはなぜなのかというと、中小企業支援は日弁連というものは非常に後発であつて、あるどこかの団体に乗っかっていくような形でやっていっているわけなのです。だから届いていないわけです。

その現状を踏まえてやっていかれると、弁護士は常に遠くなっていってしまうのではないかという形になっていったりします。あるべき形はどうあるのかということを考えて、そのために調整をしていくのだという意味では、誰が主体になってもいいのですけれども、それこそ地域プラットフォームに関しては、仕様書みたいなものを出すべきではないのか。こういったものを作って、全国一律で最低限のものサービスはできるような形にしてください。そこがいろんなところに調整がかかっていくのであったら、法的根拠をつくって、支援協議会を法的主体にするのであったら、そのところで総合政策機能があるみたいなことを書いて、それで上下があるかということ、それはないと思うのですけれども、少なくとも法律に書いたから口出せない話になるので、そういう形のことはやるべきではないのかなと思います。

先ほど松島先生がおっしゃったように200が微妙だという数字で、大きく広げていくにはどうすればいいのだとか、間があいているのでどうすればいいのかということに関しても、法的根拠の中に、全国一律に中小企業を支援するサービスをみたいなのを書いておけば、今、足りないけれども、将来的にはそこは持っているような形になっていきますし、基本的には各市町村にあるべきかなと思いますし、何でうちはないのだと言われてし

まうと困ってしまうところ、手を挙げたらつくってあげなくてはいけないかなと思っており
ます。

もう一つの専門家の能力をどう評価するかというのは、これは本当に何度も何度も本会
議でも言いましたけれども、非常に難しい話で、今、中小企業庁さんがいろんな形で認定
という形になって、あれは士業のほうとしても受け入れられるのです。なぜかといったら、
こちらで決めているわけではないから。ですから、ある基準があって、それを超えたら認
定しますよという仕組みであると、日弁連でもやりたい人は行きなさい、やる気がある人
はそこに出ていきなさいという話になっていくので、その限りにおいてはできると思うの
ですが、認定と違って、さらに一步突っ込んで、鈴木長官がレーティングにチャレンジし
たいとお話しされているのですけれども、今回は落ちているので、もうレーティングの話
はないということであつたら全然いいのですけれども、レーティングの評価のところは、
認定までなのかレーティングまでするのかということがわからないので議論しているので
すが、レーティングまでという話になると、各士業さん、いろんなところで各団体で自分
たち構成員をレーティングしているところなどないはずなのです。どうしても第三者の評
価機関が出ていかななくてはいけなくて、金融機関などはスタンダード&プアーズとか、あ
あいうもので評価してくれるからいいのしょうけれども、金融機関みたいに大きければ
いいのですけれども、支援各自になってくると、レーティングできる人がいないのではない
のかなと思います。

ですから、認定は中小企業支援弁護士みたいなものを中小企業庁、ここは試験すればい
いだけの話ですから、毎年毎年中小企業政策があつて、中小企業をわかっているとって
も、結局普通の民法、会社法の延長しか言えない人たちで、中小企業基本法を読んだこと
がない人間が中小企業もできますと言っているわけなので、それはふざけるなという形で、
試験で、中小企業政策というものは毎年毎年政策が変わるものですから、例えばそんな試
験をつくって、その試験に受かった人に関しては最低限中小企業を知っている弁護士だ
なみたいな形で、受かった人は認定弁護士ですとか、そういう話であればわかるのかなと思
うし、そういうやり方をするのだったら、法的根拠があるべきだろうな。公式機関が認定
をするということであるのだったら、そういった法的根拠があるべき話ではないかなとい
う気がしています。

プラットフォームの中にどういう機能を入れるかによって、どういった立法作業が必要
になるのかな。とにかく立法作業は必要だと思います。これをやっている中では、協議会
のつくり方、協議会がそのまま発展していくのであれば、そののところは第2回の会議で
は法人化ということまで書かれていましたね。なかったですか。

○鍛冶事業環境部長 まだわかりません。

○池内委員 そういう独立行政法人をつくるのかなと思っていたのですけれども、そんな
組織をつくるのであれば、その法律は間違いなく必要だし、その中で一体何があるのかと
いうことであれば、基本的なことを書いてやっていくみたいな話が必要なのかなと思って

います。あまり細かい議論は、時間の関係もあるので、しないほうがいいかなと思っています。

○松島委員長 ありがとうございます。

今、池内先生のお話の中で、2つ大きな論点があったかと思います。地域プラットフォームが、ナショナルミニマム的なサービスを中小企業者に対して提供することを約束するものであれば、それは全国一律でなくてはいけないので、それが担保されるような枠組みが必要である。これはひょっとすると法律上の枠組みが要るかもしれない。

もう一つ、特に士業等について認定をするのであれば、認定をする根拠が法律でなければいけないという指摘だったと思います。これは大変重要な指摘でございます。

中村委員にやっていただいて、今回、時間が限られていますので、御意見をいただいた後で、まとめて高島課長からお答えいただきたいと思います。

○中村委員 簡潔にお話しします。4ページ目、5ページ目の検討事項等を拝見して、先ほども信頼性と専門性と申し上げましたが、相談する企業の側にとって、そのプラットフォーム、ITであっても地域であっても信頼をする。このポイントは情報管理等の秘密保持の問題が大きいのではないかと推測します。また、専門性については、士業の方々等の能力、知見、経験によるものでしょうから、そのことについてとやかく言うことではないのですが、いずれにしても、信頼性の確保という点では、特にITプラットフォームについては、法令によって何らかの規制をしませんと、例えば最悪のことだけ申し上げますが、破綻をした場合に、情報が流出するとかいわゆる倒産リスクなどというものもあるわけですから、そういう意味で、健全な財政基盤の確立やその後のランニングコストの吸収を含む経営計画等々を見つつ、認定なりをされていくという登場の仕方、され方があってよろしいのだろうと思います。そうでないと、中小企業者はとても怖くて相談できないというか、自分の情報を提供できないということになりかねない部分があるのではないかと。

地域プラットフォームの方ですが、弁護士さんや税理士さんはさることながら、例えば自称経営コンサルみたいな人が出てきたときに、その人がグループ化したような場合、どのような基準で選んだのかと言われたときのメルクマールが必要。とすると、それをどうするかという点については、これからの問題ですが、そうしたことがあってしかるべし。

行政としては、ITプラットフォーム等々については、法令によって何らかの規制をして、また、行政上の検査、監督というシステム監査が中心になろうかと思いますが、そうしたものが必要かと思いますが、別途地域プラットフォームについては、不相応に手を挙げてこられて、現実に認定をされましたら、退場処分、いわゆる行政処分をどうされるのかということを十分に踏まえられて、また、認定の手を挙げられるときに十分理解をされるということが必要でしょうから、そこのところをかなりハードルを高くすると言いますか、退場処分について言っておかれれば、失礼な言い方ですけども、何らかの有象無象の集団が出てきたときに、それなりに防げるのではないかとも思った次第です。

なお、地域ごとにプラットフォームがあっても、全国的なアソシエーションと言いまし

ようか、そういう形での情報の共有や交換、あるいは先ほど先輩のお話ということがありました。佐賀の人間でも北海道の先輩がいらした場合にはお話を聞きたいかもしれませんから、そうした場等々で IT を利用しつつ、メール相談ができるというようなこともあってもいいでしょうし、アソシエーションを介在するやり方があってもいいと思いますので、その辺なども留意していただければなと思います。

以上です。

○松島委員長 ありがとうございます。

今のお話の中で、退場という話がありましたけれども、このプラットフォームの中に、サービスを提供する主体として登場した人を退場させなくてはいけないときの根拠を用意しておかなくていけない。これは大変重要な法律上の問題ではないかと思います。

ほかにございますでしょうか。

柿崎委員、どうぞ。

○柿崎委員 法律的な観点というものはないのかもしれませんが、1つだけ気になることを申し上げたいと思います。

こういったプラットフォームの議論がなぜ出てきているかという、先ほどもありましたが、既存の中小企業支援体制、戦後の商工会議所、商工会あるいは中央会さん等々を中心にしたがっちりとしたフォーメーション。それが限界に来ているということが、こういう議論に反映されているのだろうと基本的には思うわけです。そうすると、こういったプラットフォームを全国に200カ所つくっていくことによって、既存の体制が何らかの形でいい意味での変革あるいは再編ということがあってしかるべきだろうなと思います。むしろそういった促進に使っていくという観点ももしかするとあるのかもしれないなと思った次第です。

そういう観点からいくと、全国に200だと地方の県だと県内に3つとかそんな感じだと思いますが、例えば県南地域の商工会議所、商工会、既存団体が、このプラットフォームで1つになろう、合併してしまおう。地域単位、行政単位を企業活動は越えているのだから、支援するほうも広域の単位でやらないとだめだと。そのときに、みんなでこのプラットフォームに1つになってしまおうと、既存の商工会法、商工会議所法を超えて1つになろうとした場合に、そういった積極的な団体がないのかもませんけれども、仮にあったとした場合、そういった団体が何らかの形で不利をこうむらないような仕組みはケアしておく必要があるのかなと。

商工会や商工団体あるいはそこに地域の金融機関も含んでいいのですが、そういうところが一緒になった組織、特に組織はわかりませんが、そうなった場合に、既存の商工会なり商工会議所ができていたことができなくなってしまうとか、あるいは商工会議所、商工会でない新しい組織になったから、例えば県からの補助金が提供できなくなるとか、国の何とかができなくなるとか、そういうことはなしにしたほうがいいのかと思った次第です。

以上です。

○松島委員長 井坂さんは何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上、いろいろ意見が出ましたけれども、高島さんのほうから。

○高島経営支援課長 簡潔にお答えを申し上げたいと思います。

池内委員のほうからは、後段のほうでは、専門家や支援機関をどう評価するのかというお話がありまして、レーティングをするのかしないのか、一定の認定とかそういうことなのかという御質問がありました。現時点で、何か決め切っているわけではございません。レーティングということにはチャンレンジをしていきたいと思うのですが、ちょっとこういう案ならどうかということまではまだいっておりませんので、いただいた御意見も踏まえて、引き続き考えたいと思います。

前段のほうでは、地域格差が出てしまうのではないかというお話と、国として何か商工会議所とかそういったところの活動に口を出していくということであれば、法的根拠が要るのではないかという御指摘があったかと思えます。ごもっともな点もあろうかと思えますので、今段階で何か地域における商工会議所や商工会の活動に何か口を出していこうと、このプラットフォームを契機に思っているわけではございませんけれども、仮にそうであればということでは、一つの御意見かなと思えます。

中村委員から御指摘をいただきましたのは、破綻したときのことまで考えなくてはいけないのではないかというお話で、破綻したときということまでは考えが及んでおりましたので、重要な御指摘としていただきたいと思えます。

松島委員長からも御指摘があったかと思えますけれども、退場というか、行政処分といったお話もございましたので、これも先ほどの破綻とも関係するかと思えますが、一定の規律を持たせたときに、その規律が守られなかったときの処置ということで、考えていかなくてはいけないと思えます。

柿崎委員のほうからですが、御指摘は承りましたが、今、このプラットフォームをつくることで、何か商工会とか商工会議所の合併を図っていこうとは今の時点では思っておられないのですが、仮にそういうことがあっても何か不利にならないようにという御意見はなるほどと思えますので、それは承りたいと思えます。

以上でございます。

○松島委員長 では、鍛冶部長。

○鍛冶事業環境部長 ちょっと全体的な設計方針について補足させていただきますと、今まで諸先生の御指摘の中で、我々のプレゼンの仕方がまだクリアでないポイントの1つが、主体が誰なのかという話で、例えば IT プラットフォームというものは国が一応オーナーであるというプレゼンをさせていただいております。先ほど口頭で申し上げた推進協議会、これは民がオーナーなのかと暫定的には思っております。地域拠点についても、主体はとりあえず民であろうと思っております、それらの主体がそれでいいのかということにもかかわりますけれども、その主体に官と民の割合がどう混ざってくるのかみたいな話の

整理が必要だと思います。

先ほど池内先生とか井坂先生からヒントをいただいたのですが、プラットフォームと国のかかわり合いで、政策誘導とか国とのタイアップというキーワードを頂戴しました。まさに国と地域拠点とのかかわり合いの仕方をどうしていくのか。ここでは、割とふわっと地域でのメンターと後輩経営者とのマッチングなどをやっていただくというような、まさに民同士の活動みたいなことを中心に書いておるのですが、そこに国側が地方公共団体を含めてどう介在するのかというあたりをさらに整理することによりまして、今日、いただいた宿題をもう少し法律的にも落とし込みたいかなと思っております。

それにつきましても、もう少しベストプラクティスというか、既に世間で行われているいろんな事例とかもう少し情報としてお出しすることで、それを一つの指標にしたいなと思っております。その中では、例えばレーティングの問題もいわゆるセミプライベートなサイトの中で行われている、ユーザーがレーティングするみたいなものがございます。ああいったものがどこまで導入可能なのかとか、次回以降、今日いただいた宿題についても、そういう形でもう少しお答えしていければと思っております。

○松島委員長 ありがとうございます。

○柿崎委員 商工会議所と商工会は民と考えていいのですか。

○鍛冶事業環境部長 商工会、商工会議所もそれぞれ地域経済団体であって、これはかなり自律的に発足しているわけですが、当然主管大臣として経産大臣からの監督も受けておりますし、地域経済団体としてとともに、商工業の振興という公的な使命を帯びておりまして、その関係で例えば商工会、商工会議所を利用した小規模企業者支援法という法律がございます。ここでは、国から政策関与の主体して国と商工会との間のある種の監督関係が追加的に発生したりとか、多分、商工会議所さんたちの担っておられる性格も、国との関係でいろんな性格を帯びておられると思いますので、その辺も次回、もう少しちゃんと御紹介させていただきたいと思っております。

○松島委員長 ありがとうございます。

まだ、議論が尽きないところがあるのですが、もう一つの議題に移りたいと思っております。次は、小規模企業者等設備導入資金助成制度についてであります。事務局から御説明をお願いします。

○林小規模企業政策室長 それでは、資料4に基づいて、小規模企業者等設備導入資金助成制度について、御説明させていただきます。

お手元の資料、2枚めくっていただきまして、2ページの「本制度の概要」についてご覧いただきたいと思っております。この制度ですけれども、端的に申しますと、小規模企業が設備導入をする際に、その必要な資金あるいは設備の導入の貸与を受ける際に、その必要な資金について、国と都道府県が半々でこれを支援するという制度でございます。こちらのスキームにありますように、下のほうに小規模企業者等と書いてありますが、こちらが設備を導入する際に、割賦なり資金を調達して購入するといったときに、貸与機関からお金を

借りるあるいは機械を借りる。その原資を上の方にありますように、国と都道府県が半々でお金を出すという制度でございます。

現状のところです。現在、国の方が約 750 億、都道府県の方も約 750 億出していまして、実際に特別会計の方には 1,500 億円ほどの残高があるのですけれども、実際に貸与機関から小規模企業等に貸与なり貸付なりに回っているお金が約 750 億ということでございます。

下の方にありますように、設備資金の貸付、設備貸与の概要でございますけれども、設備資金の貸付の事業につきまして、上限額 4,000 万になってはいますが、これは小規模企業者が設備を導入する際に、お金を借りる半分は自己資金で賄ってね、半分はお金を貸しましょうということで、4,000 万という額を設けさせていただいております。無利子で保証人が必要。

設備貸与事業につきましては、8,000 万の上限を設けております。

以上が概要でございます。

3 ページ目、この制度ですけれども、都道府県において利用状況はどうかということですが、現在、この資金の貸付事業と設備貸与事業について、11 の都道府県においてこの制度を休止している、資金の貸付事業については 21、設備の貸与事業については 17 の都道府県が既に休止をしているという現状でございます。

4 ページ目、業種別の内訳でございますけれども、こちらの制度について現在、活用している事業者の業種別の割合でございますが、約 6 割から 7 割が製造業となっております。近年、製造業の占める割合が低下傾向にあるということで、反対に建設業や輸送業、サービス業の割合が増加しているという傾向にあるということでございます。

5 ページ目、設立の経緯でございますけれども、戦後、各都道府県において中小企業の設備の近代化、こういったことを促進していこうということで、都道府県が個別に無利子貸し付けを行っていたのですけれども、これを恒久的な制度にしようということで、国が助成を初め、31 年には中小企業振興資金助成法というものが制定された。

その後、38 年に中小企業基本法が制定されるとともに、この制度も中小企業近代化資金助成法に名称変更しまして、対象業種も中小企業近代化促進法の指定業種と連動させて、業種ごとに対象設備を指定するようになったということでございます。

その後、この制度においては、先ほど申し上げたように、設備導入の資金について半分は自分で用意する必要があるということで、なかなか零細企業は利用しがたいという部分があったので、41 年には割賦の制度も創設されまして、名称も中小企業近代化資金等助成法に改めました。さらに 60 年からは、ハイテク機器の貸与も開始したということでございます。

6 ページ目、11 年には、さらにこの制度について、実際は貸付の実績も低迷している等いろんなこともございましたので、この反省を踏まえ、制度拡充というか、創業支援の強化だとか拡充といったものも含むようになったという経緯がございます。

8 ページ目、現状は一体どうなのだというところでございますけれども、実際には、利用実績が低

迷しているということが現状でございます。平成初期、バブル時期をピークに大幅に減少しまして、現行制度移行後の平成12年度以降も、10年間で利用実績が3分の1に減少しているということでございます。そういった中で、先ほど申し上げたように、都道府県においては、11の都道府県がこの設備貸与と貸し付けの事業を休止しているということになっているということでございます。

9ページ目、長期的な実績低迷の原因ですけれども、そもそも論として、小規模企業の設備投資の減少があるのではないかとということでございます。左の方の上のグラフをごらんいただきたいと思いますが、小規模企業の設備投資額の推移ということで、基本的にはトレンドとしては低下している。それに伴い、本制度の実績推移を見ましても、こちらも低下傾向にあるということで、設備投資の減少とともに、制度の活用も減っているということが見てとれるところでございます。

さらに、平成11年以降の現行制度に移行した後どうなのかということですが、これもパラレルに動いているのですが、一方でより顕著にあらわれているのは、小規模企業の設備投資額に占める本制度の事業実績が著しく低下しているということが、一つの特徴として見てとれるということでございます。

10ページ目、では、実際に実績低迷の原因は何なのかという背景でございますけれども、一つには機械類信用保険の廃止ということが挙げられるということでございます。平成14年に当時の行革の観点から、機械類信用保険の制度廃止が行われまして、これによって、貸与期間が実際に割賦なりこういったものの形で与信した場合、それが焦げついた場合、従来であれば、機械類信用保険を活用して損失補填が可能だったのでございますけれども、この廃止によってそれができなくなったということで、都道府県についても、こういった制度についてどんどん積極的に使うということについて、消極的になってきたという背景が一つあるということでございます。

11ページ目、もう一つの要因といたしましては、今、申し上げたことに伴って、制度融資の利用が増加したということがもう一つの背景にあるということでございます。実際に、多くの都道府県においては、都道府県別の制度融資といったものを創設、あるいは整備をしまして、こちらの方にシフトしているということが見てとれるところでございます。

さらに申し上げますと、現在、さまざまな制度金融がある中で、右のグラフにありますように、各制度の残高の比較を見ますと、信用保証のほうは約4兆円、政策金融公庫のほうは2兆円、それに比べて、この小規模設金の活用状況については、745億円ということで、非常にシェアの低い状態になっているということでございます。

12ページ目、とはいえ、この制度は非常に長い歴史も持っておりますし、現在ですと約1万1,000件の活用がある中で、利用者のほうからもこういった制度について評価する声が出ているということも事実でございます。例えば上の岩手県のA社については、通常、金融機関からお金を借りる際、運転資金だと楽なのだけでも、設備資金になると審査に時間がかかって、なかなか機動性が高くない。この設備貸与制度、小規模設金の制度を活

用すると、非常に機動的にそういった資金の工面ができるという評価があります。

あるいは、その下ですけれども、創業時にこれが使えることによって、非常に創業について助かったという声もあります。

いずれにしても、中小・小規模企業の中で、こういった制度について活用したい、あるいは活用していきたいという声があることは事実だということでございます。

ちなみに、12 ページの下の方ですが、“ちいさな企業” 未来会議の中では、この小規模企業者等設備導入資金制度については、多くの都道府県で貸付または貸与のいずれかを休止している実態や時代的役割を踏まえ、上記（b）、新しい小規模企業融資制度といったものの創設にあわせて、廃止するというところを取りまとめとして書かれている。そういったことを御参考まで申し上げたいと思います。

13 ページ目からは、以上の状況を踏まえて、論点という形で今回、皆様に御議論していただきたいと思います。14 ページ目ですけれども、1 つ目の論点でございますが、国の制度としての存続の妥当性について。これは先ほどから申し上げているとおり、11 の都道府県が本制度の利用を休止している。そういった中で、制度金融などほかの枠組みで中小企業向けの金融支援を実施している。そういった中で、本当にこの制度を国の制度として存続させる必要があるのかということでございます。

2 点目は、事業実績の低迷に関する評価ということで、事業実績が低迷している中で、国庫から支出された財政資金のうち 384 億円ほどが貸し付けに利用されていないことをどう評価するか。先ほど申し上げたように、全体の金額が 1,500 億円、その約 750 億円が国と地域での折半である。そのうちの 700 億円しか実際に使われていませんので、半分の約 380 億円が実際に使われていないという現状をどう評価するかということでございます。

3 点目が、資金用途の限定の妥当性ということで、商品開発や販路開拓など、小さな企業の成長に必要な投資内容が多様化する中で、この制度は設備資金だけを支援する。そういった存在意義が低迷しているのではないかという点でございます。

4 点目は、専門的な経営支援との連携ということで、こういった金融支援については、お金の供与だけではなく、専門的な経営支援との連携が必要ではないか。さらに、都道府県の産業振興センター、こういったところは非常にこれまでも十分そういった支援もやってきたという評価もあるのですけれども、一部の中では、本当にこういったことについて成果があるのかどうか、実際にこの制度についてリピーターが非常に大きいといった中で、本当に成果が上がるのかどうかということを議論しなければならない。

さらにガバナンスの強化ということで、一部の貸与機関では、不良債権、延滞債権が問題になっているという中で、こういった金融については、餅は餅屋ではないですが、専門的な金融機関に委ねて、こういった産業振興センターはむしろ本業である支援事業について注力すべきではないか。その中で、ガバナンスをどう考えるかということについて、御議論いただきたいと思います。

以上、ちょっと簡単ですが、小規模企業設金について、御説明をさせていただきました。

○松島委員長 ありがとうございます。

一言だけ要約しますと、終戦直後というのは、大企業も中小企業もみんなそうなのですが、戦争中設備投資ができなかったのが、ぼろぼろだったのです。それに対して、どういう対応をするかということで、時代おくれのぼろぼろ設備をそれなりの設備に小規模企業まで含めて置きかえさせるという政策を戦後に始めました。規模の大きな企業は大きい企業なりこういう政策をやったのですが、小規模のところにもこういう政策をやりました。ですから、設備を特定して、新鋭設備ということアイデンティファイして、それを貸し付ける場合には、設備を貸与するあるいは金融をつけるという補助金的な性格の政策をやってきたわけです。それがずっと時代とともに変化して、1999年の基本法改正のころには、ベンチャー対策にもそういうものを使おうということで、少しリニューアルをした経緯があります。

ただ、根っこはそういう設備に特定した政策だったわけで、今回の林さんのお話では、それを見直して、リシャッフルをして、新しい小規模企業向けの使い勝手のいいというか、運転資金も並行して見られるような金融制度に切りかえるということ提案したいということでございます。

ただ、非常に重要な大きな変化点は、今までは国、県の指導機関が直接貸し付けるあるいは貸与するという仕組みだったわけですが、今度の制度はそうではなくて、餅は餅屋という話をされていましたが、金融制度として小規模企業向けのものをつくるというふうに変えるわけですから、従来の制度は相当大きく変化させたいということですね。これは法律改正が必要になるのですか。もともと根拠法になっている法律を廃止して、新しい法律をつくるかどうかは別として、そういう制度改正にかかわりますので、この法制ワーキンググループで皆さんの御意見をいただきたいということでございます。いかがでしょうか。

○池内委員 金融のほうは専門家ではないので、お伺いしたい部分があるのですが、まず対象は小規模企業という形なのです。例えば小規模というところが海外に出るかどうかということとはわからないのですが、日本の産業が右肩上がりに上がって、大企業も成長するけれども、中小企業も成長する。要するに成長のチャンスがたくさんあるところに、一種のレバレッジをかけるお金を入れ込んでいた。それはそこで近代化になって、どんどん成長していった。それがバブルのころからとなると、これを何となく見ていると、日本国内は人件費も高くなってしまったし、東側が労働力を開放した、端的に言ったら中国が出たという形で、日本企業がどんどん海外に出るようになって、設備投資するような製造業がなくなってきたので、だんだん貸付が下がってきた。この貸付が下がってきている原因とか何とかというものは、どう評価されているのですか。

○松島委員長 林さん、いかがでしょう。

○林小規模企業政策室長 先生がおっしゃるように、日本における製造業の部分については、海外に出たりあるいは廃業してしまったりという部分はあろうかと思えます。とはい

え、日本において製造業、ものづくりということは非常に重要ですので、そういった事業者に対して、いかに金融的な支援をしていくかということは、今後とも残っていますし、実際に多くのものづくりをやってらっしゃる事業者もたくさんいらっしゃいますので、その部分については当然あると思いますけれども、ただ、大きなトレンドで見ると、確かに海外に出てしまった部分、その中で日本での資金援助が減っている部分というのは、一つの減少の要因としてはあるかと考えております。

○池内委員 それに関してなのですけれども、例えば中小も取引先が出てきて、出てこないのだったら取引を切るよという形で、無理して出ていったりするのですが、海外で設備投資をするときには、これはそもそも使えていたのか、使えていなかったのか。海外の設備投資というものは、変な話になるのですけれども、直接貸し付けるということがなかなかできないので、投資資金の貸付になってしまうのです。そうすると、この枠組みからはずれていってしまうのかもしれないのですが、基本的に製造業がなくなったわけではなくて、製造業が外に行っただけの話で、外に行った製造業に対して、小規模が出ていったときに、そのこの利用のひもづけということはできていたのですか。

○林小規模企業政策室長 基本的には、この制度は国内での利用について想定をしています。仮に小規模企業が海外に出ていく場合、そこで資金需要が生じた場合は、現在は親子ローンという形で、日本にある事業拠点にお金を貸して、それをそう限定する形で、実際に海外での資金に充てるということが主流だということでございます。

○池内委員 それはこの枠組みではないのですか。

○林小規模企業政策室長 これは基本的には国内の活用についてを想定しているということになります。

○松島委員長 4ページを見ていただきますとわかりますけれども、導入設備の例というものを見ていただきますと、大体こういうもので、小規模、まさに個人事業者が新しい設備を入れるときに、極めて低利で貸し付けるという制度なのです。これがなくなった理由というのは、もちろん投資が下がってきたということもあるのだけれども、一方で、こういう層に向けて、都道府県が非常に有利な制度融資を用意するわけです。そういうものと比べると、国のこの制度があまり有利さが目立たなくなった。この制度が想定している有利さよりももっと有利な制度を、都道府県の単独の制度融資でやるようになった面も、これがなくなっている一つの大きな理由です。ですから、都道府県はこちらをやめているというのは、別途自分で持っているというわけです。そういうタイプではないかと思えます。

そういうことで、やや時代おくれになっている。今、中小企業政策のいろんな制度というものは、根っこは結構昔から淵源があって、制度設立時の特質をそのまま、多少表面は変えているのですけれども、本質のところは変えずにきているものですから、特に国と県、市の政策の役割がここ10年ぐらい大きくその分担関係が変わってきていますので、その中で、中州に取り残されたような制度がありますので、そういうものは、この際、実際に生きた制度に置きかえていくということが、恐らく今の中小企業庁の発想ではないか。そうい

うことでよろしいでしょうか。そういうことの一環だと思います。

いかかでございますでしょうか。

井坂委員、どうぞ。

○井坂委員 私も現場のほうの実感的な話になっていってしまうと思うのですが、そういうことで御了承いただきたいのですが、利用実績が低迷してきている。それに対する評価というものもありまして、こういうグラフがあるとおり、中小企業の設備投資はどんどんバブル崩壊以降、当然減少していつているわけで、実際に私どもも融資ではなかなか中小の設備資金というものは、現在は低迷しているということは、まさにそのとおりなのですけれども、中小企業の設備投資の動きと同様に、この取り扱いが減っていくということは自然のことだと思うのです。

だからといって、こういったものを廃止ですというのは、私はどうなのかなと実感的に思っています。いわゆる信用リスクの高いような、本当に零細・中小企業に対しての支援策というか、補完的なそういう意味での役割というものは、今後も私はあっていいのではないのかなと。製造業さんがお使いになっているのが7割弱ということで、ほとんどが製造業です。製造業というのは、設備が陳腐化したら事業そのものがおしまいなのです。生き残っていくためには、常に設備の更新があって、それができなくなったら確かにアウトということになっていくわけで、設備の更新というものは不可欠な要素であることは間違いないわけです。

ただ、設備をするとなると、例に出ているようにマシニングだ何だといろいろありますけれども、非常に高額です。それだけ高額なものにも支援、いわゆる保証協会の残高が非常にふえている、代替ができているという御指摘なのですが、保証協会の小規模に対する設備資金、例えば4,000万とか5,000万などという枠はたしかありませんね。ただ、それに使ってしまうと当然運転資金の枠がなくなってしまいますし、そういった意味で、高額な設備投資を行っていくには、非常に中小企業にとっては有効なものであって、つい最近も私のところでも事例があるのですけれども、例えば8,000万の設備をするのに、4,000万無利子を利用して、4,000万は私のほうで、そこそこの金利は頂戴しますが、案分してしまえば、金利負担は当然低くなります。そういったもので非常に利用勝手がいいという、ある意味タイアップしたりしている部分もあったりしているのが、私はこれの廃止反対を声を大きく言っているわけではなくて、今はこういう実感があって、これを早急に廃止というものはいかがなものなのか。

ですから、先ほど代替という話がありましたけれども、そういったものが本当に補完できるような代替案があるならば、ぜひ、そういったところで御検討いただければと思っています。

○松島委員長 ありがとうございます。

それでは、今の井坂さんの御意見について、蓮井さん、現場の知識を使って。

○蓮井企画課長 以前、某県に出向しておりましたので、そのときの制度融資の感じを若

干申し上げますと、信用保証協会等の保証につきましては、今、井坂委員がおっしゃった8,000万という数字が1つの枠だと思います。これは無担保保険、釈迦に説法ですが、無担保保険の限度額は8,000万だからということで、県によると思いますけれども、基本的に県の制度融資というものは、8,000万の枠にそろそろ形で限度額を決めている例があるかと認識しております。

その中で、さらに無担保無保証でできる特別小口の保険というものがございますが、これは限度額は1,250万です。これも釈迦に説法だと思います。そういったものの中で、いろんな措置がある。特に都道府県制度融資、特に先ほどおっしゃったように、運転資金を最近は特に、バブル崩壊あるいはリーマンショック以降は出たと思うのですけれども、そのあたり、あるいはそれ以外の小規模向けの融資、いわゆるマル経融資等もございますので、こういったものの中で、全体を見直すという議論をしている中で、それがどういう代替になっていくのかということをよく検討していきながら、今後進めていくということだと思っております。

以上でございます。

○松島委員長 林さん、何かつけ加えることありますか。特にこれから検討しているもの。

○林小規模企業政策室長 井坂委員、御指摘のとおり、マシニングセンタが3,000万、4,000万という非常に高額な中で枠を食うという議論は確かにございます。そういった中で、おっしゃるとおり、今、制度金融もかなり充実してしまして、今、蓮井課長からもありましたように、そういったことを実際にやって、休止するとかそこにシフトしつつあるという現状もありますので、我々としましては、これをやめてこういった人たちを全てないよというわけではなく、今、御指摘のそういったレイヤーというか、マーケットの部分の誰が実際に活用しているのかという実態を踏まえて、代替案を構築していきたいと考えていますので、そこら辺は御指導いただきたいと思っております。

○松島委員長 ありがとうございます。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 簡潔な御説明ありがとうございます。

資料4の2ページ目で、御案内のとおり、貸与機関が貸付ないし貸与を行うということになっていますが、これについてですが、私は金融機関に属しておりますので、端的な疑問等を申し上げますと、もともとこの御説明の中でも、延滞債権が一部存在するということ率直におっしゃっておられて、今日はどうも後ろ向きで、最悪のことばかり想定した発言で恐縮なのですが、なぜ延滞が始まるのか。それは個々の企業のニーズの問題があるでしょう。残高については、リーマンショック以降、全国銀行貸出残高そのものが低迷していますから、そういった点では、実はそんなに心配することはないと、逆に延滞債権が存在する。このような文書の中に書かれるほどですから、恐らく相当の比率になっているのではないかと個人的には推察しておりますが、これはむしろ懸念するものです。

とすると、この貸与機関なるものというのは、産業振興センター等書いてありますが、

恐らく金融機関のように手慣れた審査はされておられず、形式審査、形式基準による審査等を行うだけであって、例えば貸付等を行う場合は、当然入口の審査と中間の管理と出口の回収、この3つの段階を経ているわけです。しかも、その物のセカンドマーケット等の商業性等もさることながら、債務者の事業価値を見て、当然中間的には債務者の決算経緯を拝見し、出口については専門的な知見を持った弁護士等々ともに回収していくわけですが、これはどう考えても、そういうものなくして、失礼ですけれども、単なる決算書である程度の要件を満たしたものについて、その設備がどのように将来経営に影響を及ぼすのか、ある程度審査をされているとは思いますが、どうもそこら辺がよくわからず、加えて中間的な経営に及ぼしている実際の影響を見ておられないのではないかと。これは失礼かもしれません。誤解だったら恐縮なのですが、その場合に、例えば途中で金融機関の場合ですと、失期と言いますが、例えば約定書に基づいて回収に回るとか、先ほどのコンサルティングも含むのですが、経営改善に向けた指導を行うとか、恐らくこれは貸しっ放しと言っては失礼ですけれども、やっていないのではないかと。

また、債権回収についても、機動的に行うかどうかについても心配だと。

要するに、効率的に国の予算を考えていく、経済合理性ということを考えていきますと、大変懸念するようなことを、ただいまの御説明を聞いてイメージしました。ですから、まことに恐縮ですが、違っていたら御指摘をいただければと思うのですが、それに絡めてですけれども、そういった観点では、最終の結論になってしまいますが、14 ページ目の最後ですが、償還能力等々を含めて、金融機関がきちんと審査をし、かつ中間のモニタリングを行い、場合によっては債権回収にまで踏み込むということが妥当だと。これは国の税金を使っていますから。

そういう意味で、非常に興味深く思ったのは、12 ページ目の利用中小企業の声なのですが、何も攻撃するつもりは毛頭ございませんが、しみじみ感じてしまった箇所があります。一番上の岩手県A社であると、恐らく運転資金で、これは短期資金ですから当然借りやすいのですが、設備は長期ですから、審査に時間がかかるにもかかわらず、この貸与制度は手軽で使いやすいとおっしゃっているのですが、これは金融機関に属する人間からすると、かえって使いやすい過ぎているのではないかという気もしなくもない。そこで、形式要件の審査のみで機械が入っているのではないかという気がします。これはあくまで金融機関の目で恐縮ですが、一方で、秋田県のB社とか大阪のD社等は、創業当初にこの制度を利用して、助かったあるいは成長したということをおっしゃっていますから、小さな企業ベースで言うと、創業支援の一環としては、この制度の存続について一定の配慮が必要だろうと思いますが、成熟した企業等について設備貸与を行うということであれば、結論づけることはできないかもしれませんが、相応に審査精度を高めていくのか、逆に民間の金融機関の目を持って、何らかのスキームを変える形での運用をしていくか、いずれかではないかと思われまます。

以上です。

○松島委員長 ありがとうございます。

林さんからレスポンスありますか。

○林小規模企業政策室長 中村委員御指摘のとおり、延滞債権については、私ども公式的な数字は把握しておりません。しかしながら、今、47都道府県にヒアリングをかける中で、聞くところによると、47都道府県もございますので、延滞債権比率が高いところ低いところ、いろいろございます。その中で、審査の実態ですけれども、こちらについても一生懸命きちんと審査しているところもあれば、変な話ですが、計算書を見てチェックリスト的に実態を見ない中でぱっとやっているところも実態はございます。ただし、一生懸命やっているところもありますので、まちまちです。

私どもといたしましては、確かに延滞債権の比率が高いところもございますので、審査がしっかりしない部分は非常に問題ですので、こういったことも含めて、本当にこれでもいいのか。ガバナンスの観点から考えても、金融ベースのものは金融のほうにシフトしていくという考えのもと、この小規模設金を本当にどう考えるのかということについて、きちんと精査をして、現状も把握して、新しい代替案を考えていきたいと考えているところございます。

○松島委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。

池内委員、どうぞ。

○池内委員 代替案を考えるということなので、その前に1つ言っておかなくていけないのは、未来部会の諏訪委員の方から、ぜひ、これを言っておいてくれと言われたことありまして、要するに知らない人がいるのだと。これは先ほどのプラットフォームに戻る議論なのですが、知らない人たちがいて、知ったときに申し込みをしたら、諏訪さんの知っている話では、埋まってしまったという話になっている。ですから、政策情報がちゃんと伝わっていないという部分もあるのだということを、ぜひ言ってくださいと言われているので、お伝えしておきます。

もう一つ、新しい制度融資をするときの考え方なのですが、戦後から日本が発展していたときというのは、日本が世界の工場センターであったから、日本に貸し付けておけばよかったわけです。日本から外に行くことはあり得ないわけで、この枠組みは絶対に変えていかなければいけないと思っています。例えば中国のチャイナリスクで、今回、こんなことが起きたわけです。中小企業も一生懸命頑張って、大企業にくっついて出たけれども、その大企業がここはだめだといって、拠点をどこかに移すとなったときに、お前もついてこいと。あの国では設備は外に持っていけないので、そのまま置いておいてどこかに売るとか、引き上げるという形になるのが大体なわけです。そうすると、ほかのところでも新しく設備投資をしなくてはいけないわけなのですが、そのところに親子ローンという形の一般金融の貸し付けみたいな形でいってしまうと、海外の投資に対してどれだけ返ってくるのですかみたいな話になるわけです。

そういう部分、それ以外にもとにかく経済がグローバル化していっている以上は、貸付の対象が国内でいいのかどうかかなのか、特に製造業に貸し付けているというのであるのだったら、それがいまだに国内でいいのかどうかということを考え直さなくてはならないのではないかとすることは、非常に思います。

あとは、親子ローンという形にしていきますと、ジェイビックでもそうなのですけれども、担保がとれないのです。子会社の株式を担保にとろうと思っても、外国の法制度上とれないのです。ですから、裸の与信になってしまうわけなのです。そういうものがあるので、これはそれぞれの途上国の発展段階によるのですけれども、例えば日本の金融機関が海外に出ていて、外貨貸付ができる。その次に、現地通貨貸付ができると発展していくのですが、そういったことができるのだったら、それに対する裏保証みたいな形で入っていて、やっていけば、現地の通貨で現地に貸し付けたりすると、現地の法律で担保をとったりすることもできるわけなのです。国外に対する担保という話になると、ちょっと面倒くさい話になるのですけれども、国内だったら担保とれるとか、融資に関する回収みたいな方法というものは、現地の法制等を踏まえながら研究していかなくてはならないのですが、それは幾らでもあるわけで、なおかつ、今回の場合、経済産業省が上にくっついていけるわけであるならば、例えば中国からミャンマーに移るとなれば、ミャンマーに中小企業が出るように貸付したいのだけれども、おまえのところの担保法がこうなっているから問題があるので、日本から中小企業含めて出ていこうと思うのだったら、この法律をこう変えてくれという協議を経済産業省からしてあって、そういったことができるような仕組みをつくっていくような形に持っていったりとかできると思うのです。中小企業であっても大企業であっても、グローバルに活動しているわけなので、新しいことを考えるのであれば、グローバルに貸付ができるような仕組みというものをやっていただきたいと思います。

○松島委員長 ありがとうございます。

では、中村委員。

○中村委員 単に記録にとどめていただければというだけなのですが、2ページ目あるいは11ページ目の冒頭に、多くの都道府県が貸与機関との間で損失補償契約を結んでいるというのは、実はかなり重たいポイントだと受けとめております。特に業績不振の第三セクター等々に関しての自治体の損失補償問題の顕在化が言われている中、相当程度消極的に損失補償契約を考えておられる自治体がたくさんあると思います。そういう意味で、このスキーム自体がそうした都道府県のお考えというものがあつての休止、これは御指摘にありますけれども、この損失補償問題は総務省の第三セクター対策との絡みもあり、大変重たく、深い問題がありますから、ここは大きなネックであるということだけは指摘させていただければと思います。

○松島委員長 ありがとうございます。

池内委員の御指摘は、恐らく小規模企業設備近代化資金を超えた、中小企業金融全体に対する御指摘だと思います。恐らく、それは今後の御議論の中で、政府系金融機関のあり

方にもかかわるところがございますので、別途機会を得て、議論していきたいと思います。
ほかにございますでしょうか。

池内委員、どうぞ。

○池内委員 これは中小企業基本法の定義の問題とも絡んでくるのですけれども、貸付の対象が一体何なのかというところに関しても、会社個人という形になって、それ以外の部分に関しては、中小企業基本法に乗ってこなかったら対象にならないという問題があります。むしろ NPO というのは、結構成功しているところがあるのですけれども、NPO であるがために、おまへのところは利益を稼ぐ組織ではないだろうと金融機関からも貸してくれない。公的機関も中小企業基本法の対象ではないからということで、貸し付けられないという問題があります。これは定義の問題も含めてなのですけれども、ぜひ、そのところは。

○松島委員長 これも小規模の貸与制度等を超えた大きな議論だと思います。これは定義問題にもかかわりますし、個々の制度のあり方の問題にもかかわりますので、今後の過程でさらに詰めていきたいと思います。池内委員には、何回か指摘していただいていますので、忘れないように議論していきたいと思います。

時間も参りましたのですが、よろしゅうございますでしょうか。

林さん、どうぞ。

○林小規模企業政策室長 時間が無いのに申しわけありません。

先ほど池内委員御指摘の海外グローバル展開の支援については、今回、中小企業経営力強化支援法の中で、新たに一つの取組といたしまして、日本公庫による海外展開資金の現地調達への支援に関する保証といったものを業務追加しております。ただ、もちろん国がやる支援ですので、およそ全ての企業が対象になるというよりは、国内にきちんと基盤があって、その基盤をもってきちんとしたオペレーションができるということを要件ということにしております。

実際にタイの洪水でも、国内に基盤がない中小企業については、結局根なし草になって、その復帰も非常におくれているあるいはそのままなくなっているというケースもございますので、我々今回、この制度によって、日本にきちんと基盤があって、そこが拠点となってグローバル展開をちゃんとやっているというところを対象に、きちんと支援していこうではないかということを今、手当てしておりますので、今後もそういったグローバルの資金の対応については、いろいろと考えていきたいと思います。

○松島委員長 ありがとうございます。

時間も参りましたので、きょうの議論はここまでにさせていただきたいと思いますが、さらにコメント、御意見等ございましたら、別途事務局までお寄せいただければと思います。

では、これを持ちまして、本日の委員会を終了させていただきます。

○蓮井企画課長 ありがとうございます。本日は大変貴重な御意見、ありがとうございました。

事務的な連絡でございます。第3回の法制検討ワーキンググループは、来月10月10日を予定しております。今日もちょっとございましたが、創業や成長のための最適な資金調達のあり方ですとか、下請け取引の適正化、下請け企業の振興方策等についての御指摘、御議論をいただければと思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして、第2回「法制検討ワーキンググループ」を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。